

平成29年10月26日

株 主 各 位

京都市中京区烏丸通錦小路上ル手洗水町  
659番地 烏丸中央ビル4F

株式会社ホロスホールディングス

取締役社長 堀 井 計

## 招集通知記載事項の一部修正について

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成29年10月16日付けでご送付申し上げました当社「第4回定時株主総会招集ご通知」の記載事項に誤りがございましたので、ここにお詫び申し上げますとともに、本ウェブサイトをもって下記のとおり修正のご連絡をさせていただきます。

なお、修正箇所には二重線を付しております。

敬 具

### 記

【訂正箇所】第2号議案「定款一部変更の件」17ページ

(修正前)

(下線は変更部分を示します)

現行定款	変更案
第1条～第27条(条文省略) (新設)	第1条～第27条(現行どおり) <u>第28条(社外取締役の責任限定契約)</u> 当社は、 <u>会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u> との間で、 <u>会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。</u>
第28条(条文省略)	第29条(現行どおり)
第29条(監査役の数) 当社の監査役は、 <u>3名以内とする。</u>	第30条(監査役の数) 当社の監査役は、 <u>4名以内とする。</u>
第30条～第37条(条文省略)	第31条～第38条(現行どおり)

(修正後)

(下線は変更部分を示します)

現行定款	変更案
第 1 条～第 <u>29</u> 条 (条文省略)	第 1 条～第 <u>29</u> 条 (現行どおり)
(新設)	<u>第 30 条 (社外取締役の責任限定契約)</u> <u>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役 (業務執行取締役等であるものを除く。)</u> との間で、 <u>会社法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。</u>
第 <u>30</u> 条 (条文省略)	第 <u>31</u> 条 (現行どおり)
第 <u>31</u> 条 (監査役の数) 当社の監査役は、 <u>3</u> 名以内とする。	第 <u>32</u> 条 (監査役の数) 当社の監査役は、 <u>4</u> 名以内とする。
第 <u>32</u> 条～第 <u>44</u> 条 (条文省略)	第 <u>33</u> 条～第 <u>45</u> 条 (現行どおり)

以上